

電子交付サービスでの提供変更に伴う約款・規定の制定・改定について

当組合は金融商品取引法等の改正を受け、2025年12月27日より、国債・投資信託に関するお客さま向け書面を、インターネットを通じたウェブサービス「電子交付サービス」での提供に変更いたします。

これに伴い、以下の規定類を制定・改定しましたので、店頭にて備え付けいたします。

記

1. 制定規定

国債・投資信託取引に関する書面の電子交付規定

2. 改定約款

投資信託取引約款

3. 制定日および改定日

2025（令和7）年12月27日

以上

